

気候変動対策の主流化促進支援業務（2021年度）

(公告/公示日：2021年3月9日/公告番号：21a00073) について、以下のとおり回答いたします。

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	p.4	第15(3)共同企業体、再委託について	業務従事者に補強団員を含めることは認められますでしょうか？	補強という概念はJICAコンサルタント等契約において使われている特定用語であり、本業務含め、競争参加者の責任にて自組織以外からの業務従事者の招へいについては問題ありません。
2	p.17-18	第2章 4(1)②適応策	「調査団に参画し行うサポートについては、レビューとは別途、1件あたりの業務単価を設定すること。本サポートに係る業務量は国内準備作業4日間、現地作業14日間、帰国後整理期間3日間」とありますが、本サポート業務の21日は(1)の業務の想定業務量63人日に含まれるという理解でよろしいでしょうか？	調査団に参画し行うサポート業務は63人日に含まれます。渡航人数は1名を想定しており、63人中21人日を本サポート業務に充当する想定です。
3	p.17-18	第2章 4(1)②適応策	「調査団に参画し行うサポートについては、レビューとは別途、1件あたりの業務単価を設定すること」とありますが、現地への渡航費（航空券代、日当・宿泊費等）を含んだ業務単価を設定する、という理解でよろしいでしょうか？	入札説明書の第2.業務仕様書6.その他留意事項の(3)として、以下項目を追加します。 (3) 現地渡航 現地への渡航については、JICAにて以下の通り手続きを行いますので、積算（航空券代、日当・宿泊費等）の必要はありません。なお、次の通り、業務仕様書に追記します。 海外での現地作業に係る旅費は別途 JICA から支給する。海外出張旅費の支給基準については JICA の細則（「専門家の派遣手当等支給基準」）に準じ、JICA から支給する。 ※ 旅費基準の支給項目は、同通知に基づき航空費、日当・宿泊料、旅行雑費（出入国税、査証発給手数料、査証取得に係るエージェントの手数料）、国内移動に係る旅費とし、以下の条件に基づき支払いを行うこととする。 ・国際協力共済会：加入（*） ・JICA 劣災：加入しない ・人員費種でん：支給しない ・出張者の旅費計算の基準（格付け）は学歴年次により決定する ※また、以下の旅行雑費は支給対象外とします。 ・一般旅券発給手数料、予防注射代、公用旅券発給に際する戸籍抄本手数料、旅券・査証取得に係る写真代、交通費等 （*）JICA 基準に基づき海外出張する調査団員は、自動的に国際協力共済会に加入することとなっている。なお、掛金の個人負担分は、旅費等の支給時に自動的に控除さ
4	p.18	第2章 4(2)	コンサルタント向けワークショップを対面で開催する場合、会場は貴機構施設となりますでしょうか？ 外部施設での開催を想定される場合、開催費用（会場代、諸設備費用等）を含めた業務単価を設定すべきでしょうか？	コンサルタント向けワークショップを対面で開催する場合、会場は貴機構施設となります。外部施設での開催を想定される場合、開催費用（会場代、諸設備費用等）を含めた業務単価を設定すべきです。
5	P.16	4.業務内容(1)①	「①緩和策」について、貴機構から提供されるレビューすべき資料は、Word文書あるいはExcel計算シートでしょうか？	レビューすべき資料は基本的にWordファイルまたはExcelファイル想定しています。Wordファイル、Excelファイルの入手が困難な場合はPDFでの提供となる可能性があります。Word文書あるいはExcel計算シートで提供いたします。
6	P.18	4.業務内容(1)②	「調査団に参画し行うサポートについては、レビューとは別途、1件あたりの業務単価を設定すること」とあるが、この業務単価の設定には、渡航費用等の直接経費も含むのでしょうか。また、渡航先国については想定はありますか？	回答3をご参照下さい。
7	P.18	4.業務内容(2)②	コンサルタント向けワークショップの開催予定時期が、2021年5月中旬となっている。一方で、実施方法については「開催の2か月前を目途に決定」となっている。既に開催方法は決定しているという理解で良いか。その場合の実施方法をご教示ください。	開催時期については回答8をご参照ください。ワークショップ開催予定時期を2021年7月上旬に変更します。現時点での新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、開催方法についてはオンラインでの実施とします。
8	P.18	4.業務内容(2)②	コンサルタント向けワークショップの開催予定時期が、2021年5月中旬となっている。一方で、業務の契約工期も、2021年5月中旬開始と想定される。この場合、事前準備（学習資料、事前課題、事前アンケートの送付）などは実行することが困難と想定される。その場合は、ワークショップ開催予定時期を後ろ倒しする必要があると考えますが、この時期までに開催しなければならぬ、という制限はありますか？	ワークショップ開催時期は、2021年7月上旬に変更します。
9	P.18	4.業務内容(2)②	コンサルタント向けワークショップの開催方法が、オンライン（Zoom）となった場合、参加者を集めるためのグループワークは実施が難しい面があると想定される。その場合は、グループワーク実施は必須ではない、という理解で良いでしょうか？	グループワークの要否はワークショップの具体的な内容を踏まえ検討予定です。オンライン実施の場合でも、Zoomのブレイクアウトセッション（グループ分け）機能等を活用したグループワークをお願いする可能性があります。
10	P.18	4.業務内容(2)②	コンサルタント向けワークショップの開催方法が、オンライン（Zoom）となった場合、Zoomによるワークショップ開催にかかる費用も、見積もり以上に計上する必要はありますか？また、Zoomによるワークショップ開催に関する設備やロジ作業を外注する場合は、再委託が原則禁止であるため、別項目として計上可能でしょうか？	入札説明書「第4章3.報酬単価について」に記載の通り、Zoom有料版費用は管理費に含めてください。ワークショップ開催に関する設備やロジ作業に係る外注費が必要と判断された場合は、別項目として計上するのではなく、報酬単価に含めて積算してください。
11	P.19	4.業務内容(3)	JICA Climate-FIT 改訂（実施時期：2021年4月～2022年2月中旬）となっているが、契約工期想定は、2021年5月中旬以降である。仕様書上の記載が間違っているという認識で良いでしょうか？	申し訳ございません。JICA Climate-FIT改訂の実施時期は2021年5月中旬～2022年2月中旬に訂正します。
12	P.20	4.業務内容(3)②	「②適応策版」において、「有識者」として想定されるのは、大学や研究機関などの学識経験者でしょうか？	有識者は大学、研究機関の学識経験者及び気候変動対策を担当する省庁の担当部署等を想定しています。
13	P.20	4.業務内容(4)	気候変動対策案件担当者向け勉強会の開催が、2021年5月が想定となっているが、現行のCLIMATE-FITに基づいた勉強会を開催する、という理解で良いでしょうか？	気候変動対策担当者向け勉強会では気候変動対策の主流化等に関する説明も含める想定のため、扱う内容はClimate-FITのみに限りませんが、Climate-FITに関する部分については現行版に基づいて実施する想定です。
14	P.20	4.業務内容(4)	気候変動対策案件担当者向け勉強会の開催について、在外事務所を対象に含まれると想定していますが、その場合は、何か所の事務所等を対象にしますでしょうか？また、想定人数が50名となっていますが、これは延べ人数でしょうか、それとも、各回での参加想定者数でしょうか？	勉強会では本部、在外事務所を区別せずに募集予定のため、現時点で想定する事務所数はございません。想定人数は各回の参加想定者数です。
15	P.21	5.提出物及び成果品(3)	最終報告書の分量が400ページとなっているが、これには、改訂したCLIMATE-FIT（緩和）および（適応）（日・英）も含まれた数量という理解で良いでしょうか？	Climate-FIT（緩和策版・適応策版）の日本語版・英語版を含む分量の目安としていますが、他方、分量が増減したとしても、必要人日の変更は行いません。
16	P.24	(3)業務責任者・業務従事者の経験・能力等	①本案件は業務責任者1名+業務従事者1名の2名を想定されているという理解でよろしいでしょうか。また、担当を分割して提案することは可能でしょうか。 ②P24「(3)業務責任者・業務従事者の経験・能力等」の中で、「業務従事者は、下記に記載の求められる能力・経験を有する者を一名選定した上で、記述願います。」とあります。しかし、その下の文章には業務責任者について記載されているのみで業務従事者に求められる能力・経験の記載がありません。文章では、まず初めに業務従事者に【緩和策】および【適応策】の両経験を求めています。その後（二番目の1）、「なお」書きで【緩和策】の要員に求められる経験・能力、【適応策】の要員に求められる経験・能力、のそれぞれが記載されています。 業務責任者、業務従事者に求められる担当分野の明確な明記をお願い致します。	①業務責任者1名、業務従事者は最低1名を想定していますが、業務従事者を2名以上ご提案いただくことは可能です。業務従事者が2名以上の場合は、評価対象とする業務従事者を1名選定の上、技術提案書にて明記してください。また、担当を分担して提案いただいても構いません。 ②の業務責任者、業務従事者に求められる経験・能力は以下の通りとします。要員を計画する上で、緩和策についてはGHG排出削減量推計の方法論に係る知見を有する者、適応策については気候リスク評価に係る知見を有する者が配置されるよう留意してください。 ・業務責任者に求められる能力：気候変動分野（緩和策、適応策の両分野）における経験（13年以上）を有していること。望ましい。 ・業務従事者に求められる能力：気候変動分野（緩和策または適応策のいずれか）における13年程度の業務経験を有していること。